

事業者による賑わい創出@商店街エリア

どんな補助金なの？

誰が申請するの？

商店街エリアでイベント等の事業の実施を考えている企業・事業主の方です
※事業実施場所の商店街団体に所属していない方が対象です

例えば？

【マルシェ】

飲食・物販関係の知り合いを集めて開催したい…

商店街エリア内で実施する場合はOK



どんな事業が対象？

- ☑商店街エリアの
- ☑賑わい創出、消費促進に資する事業が対象です

【移動販売車】

スーパーが閉店してしまった地域に生活用品や生鮮食品を届けたい…

仕入先が商店街内の店舗であればOK



具体的には…

①直接的な集客・消費促進事業

☞マルシェを開催して集客、スタンプラリーやまち歩きを企画して商店街での消費促進 など

②商店街にこれまでなかった新たな客層を呼び込む事業

☞空き店舗を活用した買い物時の子ども預かりサービス、高齢者向け商店街への送迎サービス、インバウンド向けガイドブックの作成、キャッシュレス導入 など

その他、効果的な集客・消費促進に向けたマーケティング調査や人流分析を行う事業なども対象です！

どうやって申請するの？

①事業実施先の商店街へ行き、事業実施の賛同書をもらう

事業実施先の商店街



市役所

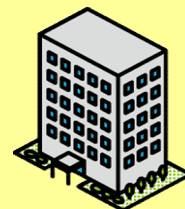
②応募申請書を提出

③審査のうえ、採択



事業者（あなた）

※採択後は、補助金交付申請・交付決定を経て事業着手となります。



補助率・限度額・対象経費

【補助率】50%

【補助限度額】150万円

【補助対象経費】事業実施に直接関係する経費

（謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、使用料・賃借料、改装費 など）

残り50%は事業者の自己負担となります。

※ただし、事業実施先の商店街団体と相談し、費用負担の割合を調整いただくことは差し支えありません。



【申込み／問合せ先】

新潟市経済部商業振興課 TEL：025-226-1633

☞詳細はコチラ（新潟市ホームページへ）

まずはお気軽に
お問い合わせください！